

日本青年国際交流機構規約

<前文>

日本青年国際交流機構（以下「IYEO」という。）は、国際青年年の昭和 60 年 4 月に、当時の事後活動団体であった「日本青年海外派遣青友会」と「青年の船の会」を統合し、本格的な社会貢献活動団体を目指して設立し、活動を継続してきた。30 周年を迎えた平成 27 年、その使命と果たすべき役割を新たに見直して、より一層の飛躍を目指すものである。

内閣府（総理府・総務庁）青年国際交流事業（以下「内閣府青年国際交流事業」という。）は、日本と世界の国々との平和的關係構築のために、青年の人材育成を通して貢献していくことを目指して取り組まれ、さらに、青年が当該事業で得た知識と能力をいかして、人的つながりを継続・発展させ、社会に貢献する力になることを目的としている。

IYEO の会員は、こうした内閣府青年国際交流事業の目的を具体的に実現するために、日本代表青年として青年親善使節大使の役割を担った事業参加時の想いを新たに、日本人としてのアイデンティティを自覚するとともに民間外交を担う気概を持ちながら、世界の平和、国際交流の発展、そして日本各地域の活性化に貢献するべく、広く賛同者を求めつつ活動に取り組んでいく。

内閣府青年国際交流事業の歴史は、上皇陛下の御成婚記念事業として昭和 34 年度に開始された青年海外派遣事業に始まり、平成 6 年度からは、今上陛下の御成婚記念として国際青年育成交流事業に、令和元年から国際社会青年育成事業に発展的に改組されている。さらに、より多くの青年に海外を体験させるために「青年の船」事業が昭和 42 年から開始され、「世界青年の船」事業等として実施されている。

そして、外交上の契機としては、昭和 49 年度からは「東南アジア青年の船」事業、昭和 54 年度から日本・中国青年親善交流事業、昭和 58 年度から日本・韓国青年親善交流事業が実施されている。また、非営利団体の人材育成を目的として、平成 14 年度から青年社会活動コアリーダー育成プログラム及び同プログラムを改組して平成 28 年度から地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」が実施されている。

こうした内閣府青年国際交流事業をはじめとする青年国際交流事業による青年の人材育成の重要性を強く主張し、今後も青年層に事業が継続して提供されることを強く訴えていくことも、IYEO の重要な役割である。

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、「日本青年国際交流機構」と称し、英語名は、International Youth Exchange Organization of Japan とし、略称を「IYEO」とする。

(目的)

第 2 条 本会は、前文に掲げる内閣府青年国際交流事業の歴史と目的を基に、青年国際交流事業で得た個々人の力及び世代、性別、職業及び国を越えたネットワークをいかして、リーダーシップを発揮できる青少年の人材育成に取り組むとともに、

日本の各地域の活性化及び国際社会への貢献に資することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 国際交流事業
- (2) 国際貢献活動
- (3) 青少年育成事業及び活動
- (4) 内閣府が実施する青年国際交流事業への協力
- (5) 公的機関、団体が実施する青少年国際交流事業への協力

- (6) 会員相互の交流及び研鑽を図る活動
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業及び活動

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする

- (1) 正会員 内閣府青年国際交流事業（総理府、総務庁の事業を含む。以下同じ。）の青年国際交流事業に参加する者（事業を修了しなかった者を除く。以下同じ。）で、共に活動することを希望する者
 - (2) 一般会員 本会の活動の目的に賛同し、共に活動することを希望する者
 - (3) 団体会員 本会の活動の目的に賛同し、それぞれの活動情報を共有するとともに、協力して社会の活性化に資することを目的とする団体
- 2 登録手続及び会費その他会員に関して必要な事項については、別に定める。

(アルムナイメンバー)

- 第4条の2 第2条に掲げるネットワークをいかした青少年育成、地域活性化及び国際社会への貢献（以下「青少年育成等」という。）のため、前条第1項に掲げる会員のほか、内閣府の青年国際交流事業に参加する者は、本会のアルムナイメンバーとなることができる。
- 2 本会は、アルムナイメンバーに対し、本会の事業及び活動その他の青少年育成等に資する情報提供を行う。
 - 3 本会は、アルムナイメンバーが本会の事業及び活動に参加するときは、当該アルムナイメンバーに対し、本会の会員となるよう推奨に努めなければならない。
 - 4 前各項に定めるもののほか、アルムナイメンバーに関して必要な事項については、別に定める。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事 30名以内（ブロック幹事8名を含む。）
 - (2) 監査役 2名
- 2 幹事のうち、1名を会長、5名以内を副会長とする。

(役員を選任)

- 第6条 会長は、全国推進会議で議決権を持つ者による選挙で選任する。
- 2 幹事のうち、ブロック幹事は当該ブロック内都道府県機構会長が、その他の幹事は幹事会が、それぞれ会員の中から推薦し、全国推進会議で選任す

る。

- 3 全国推進会議で議決権を持つ者は、前項に規定するその他の幹事の候補者を幹事会に推薦することができる。
- 4 監査役は、幹事会の推薦により、全国推進会議で選任する。

(役員職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
 - 3 幹事は、幹事会を構成し、会務の推進に関する重要事項を議決し、本会の業務を執行する。
 - 4 監査役は、本会の会計を監査する。

(役員任期等)

- 第8条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長は、原則として2期を限度とする。
- 2 役員は、辞任届を幹事会に提出することにより、辞任することができる。その際、会長は、全国推進会議に辞任について報告する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、役員が死亡したときは、当該役員は辞任したものとみなす。
 - 4 役員が次の各号のいずれかに該当する場合、全国推進会議にて出席構成員の4分の3以上の賛成で、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 幹事会その他の出席すべき会議に無断で欠席することが続く場合、又は本人と連絡が取れず役員として機能していないと判断された場合で、当該役員解任について幹事会にて出席構成員の3分の2以上の賛成があったとき。
 - (3) 職務上の義務違反、犯罪行為、公序良俗違反行為、権利侵害行為その他の役員としてふさわしくない行為があった場合で、当該役員解任について幹事会にて出席構成員の3分の2以上の賛成があったとき。
 - 5 前3項の規定により、役員が辞任し、又は解任された場合は、速やかに後任の役員を全国推進会議にて選任する。ただし、緊急を要する場合は、後任の役員が選任されるまでの間、会長が指名した会員（第7項で「臨時代行」という。）にその職務を代行させることができる。
 - 6 前項の規定により選任された後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 第5項の規定にかかわらず、臨時代りが幹事の職務を代行する場合であっても、当該職務を代行

する立場において、幹事会の議決に加わることはできない。

第4章 都道府県機構及びブロック

(都道府県機構)

第9条 本会は、各都道府県に都道府県機構を置き、「〇〇青年国際交流機構」(略称:〇〇都道府県IYEO)と称する。

2 前項の英語名称は、International Youth Exchange Organization of 〇〇(略称:〇〇IYEO)とする。ただし、日英標記共に、一の都道府県機構が従前の伝統に基づく独自の呼称によることを妨げない

3 各都道府県機構は、本会の目的達成のため独自の活動を行うほか、会務の推進に参画する。

4 各都道府県機構は、会長1名その他必要な役員を選出する。

5 都道府県機構会長は、当該都道府県機構を代表するとともに、全国推進会議の構成員となる。

(ブロック)

第10条 各都道府県機構を、次のブロックに区分する。

(1) 北海道・東北...北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

(2) 関東...茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

(3) 北信越...新潟、富山、石川、福井、長野

(4) 東海...静岡、岐阜、愛知、三重

(5) 近畿...滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

(6) 中国...鳥取、島根、岡山、広島、山口

(7) 四国...徳島、香川、愛媛、高知

(8) 九州...福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2 各ブロックにおいては、年1回のブロック会議を開催するほか、ブロック内都道府県機構の連携強化を図るものとする。

第5章 機関

(機関)

第11条 本会に、次の機関を置く

(1) 全国推進会議

(2) 幹事会

(3) 事務局

(全国推進会議)

第12条 全国推進会議は、幹事及び各都道府県機構会長をもって構成し、構成員の二分の一以上の出席で成立する。

2 全国推進会議は、年2回の定期会議のほか、幹事会が必要と認めた場合に、会長が招集する。

3 全国推進会議は、本会の最高議決機関として、次の事項を決定する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 役員を選出

(4) 規約の制定及び改正

(5) 本会則において別に定めることとしている事項

(6) その他重要事項

(幹事会)

第13条 幹事会は、会長、副会長その他の幹事をもって構成し、構成員の三分の二以上の出席で成立する。

2 幹事会は、年3回の定期幹事会のほか、会長が必要と認めた場合に、会長が招集する。

3 幹事会は、会務の推進に関する重要事項その他会務に関する重要事項を審議し、決定する。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、次長若干名及び事務局員を置く。

3 事務局長及び事務局次長は、幹事会の推薦により、幹事の中から会長が選任する。

(幹事会ワーキンググループ)

第15条 幹事会は、各副会長の下に幹事会ワーキンググループを置くことができる。

2 幹事会ワーキンググループは、幹事会活動の執行機関として、担当する副会長の決定により命名され、活動を行うとともに、副会長その他の担当する幹事はその活動を幹事会に報告する義務を負う。

(幹事会ワーキンググループの任期)

3 幹事会ワーキンググループの任期は、担当副会長の任期を最長とし、それより短い任期については制限をしない。

第6章 名誉顧問、顧問及び参与

(名誉顧問、顧問及び参与)

第16条 本会に、名誉顧問、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉顧問、顧問及び参与は、内閣府青年国際交流事業及び事後活動に功績のあった者の中から、全国推進会議の承認を得て、会長が委嘱する。

3 名誉顧問、顧問及び参与は、会長の求めに応じて会務について助言または援助するものとする。

4 名誉顧問、顧問及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7章 会計

(会計)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計に関し必要な事項については、本会則に定めるところによるもののほか、別に定める。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 表彰

第19条 都道府県青年国際交流機構、会員等を対象として顕著で模範となる活動及び行為に対して表彰を行うことができる。

第20条 表彰の実施にかかる必要な規則は、本会則に定めるところによるもののほか、別に定める。

第9章 補則

(委任)

第21条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については幹事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会則の改正)

第22条 本会則の改正は、全国推進会議において出席者の三分の二以上の議決を経なければならない。

(所在地)

第23条 本会は本部事務所を、東京都中央区日本橋人形町2-35-14に置く。

附 則

- 1 本規約は、平成6年5月20日から施行する。
- 2 改正前の旧第4条に定める会員として入会した者の資格については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (改正 平成16年2月29日)

本改正規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成26年2月14日)

本改正規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成28年2月13日)

本改正規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成30年2月10日)

本改正規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (改正 令和2年2月8日)

本改正規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (改正 令和3年7月31日)

本改正規約は、令和3年7月31日から施行する。

附 則 (改正 令和4年2月26日)

本改正規約は、令和4年2月26日から施行する。

附 則 (改正 令和5年2月25日)

本改正規約は、令和5年2月25日から施行する。

附 則 (改正 令和5年9月29日)

本改正規約は、令和5年9月29日から施行する。

附 則 (改正 令和6年3月9日)

本改正規約は、令和6年3月9日から施行する。